

第7回 宝塚市公契約条例検討委員会 会議概要

【日 時】 令和元年6月3日（月）午前10時～正午

【場 所】 宝塚市役所 3階 特別会議室

【出席委員】 8名（欠席 0名）

川勝 健志 寺田 友子 在間 秀和 海山 鐘海
瀬尾 武夫 堀口 吉志 渡部 美和子 田中 達夫（敬称略）

【事務局】 中西契約課長
契約課課員（生駒係長、丸山係長、杉本）

【開催形態】 公開（傍聴人11名）

【進 行】

1 委員会の成立

宝塚市公契約条例検討委員会委員8名全員出席のため、宝塚市公契約条例検討委員会規則第5条第2項の規定により、今回の委員会は成立しています。

2 傍聴等の取り扱い

審議の傍聴の取り扱いは、原則として公開とし、傍聴を認めることとします。
また、会議の結果もホームページ等で公開します。

3 議題

(1) 議題1 宝塚市公契約条例の骨子の検討について

4 前回の議事録の修正有無確認

【審 議】

委員長： それでは本日の会議をはじめます。

まず、事務局から本日配布されている参考資料の説明をお願いします。

事務局： (各資料により説明)

資料の説明は以上です。

委員長： 前回、皆さまからご意見をいただいて、事務局の方には改めてこのような形

で、中間骨子案を作っていただきました。たたき台を宝塚市の方で用意していただき、私の方でも少し手を入れ、このような形になった訳ですけれども、皆さまの方から何でも結構ですので、忌憚なくご意見をいただければと思います。

委員： ちょっと私は唾然としたんですけれども、中間答申案の中身が両極端に変わり過ぎている。と言いますのが、第6回では「条例のタイプについては理念型とし、賃金の下限額等を設定する、いわゆる賃金条項は規定しない。」となっております。この書き方も極端かと思いますが、この案に対して、これでは皆の意見が取り入れられていないという意見が有り、前回の委員長の言葉では、

「一つだけ具体的に言うておくと、例えば条例のタイプについて言いますと、これまでの意見はやはり賛否両論ありましたので、基本的には両論併記の書き方をさせていただくということが原則ではないかと思えます。で、仮に実際には理念型でスタートしたとしても対象案件を絞って試行的に賃金条項設定型みたいなものを検証してみるみたいなことも必要ではないかみたいなことがこれまでの委員会の中でも意見としてありましたし、その意味では同時スタートということにもなります。そういうことがちゃんと伝わるようにということが少なくとも1点目。もう1点が、審議会の位置づけ」

ということでした。それが、今回の素案は、

「条例のタイプについては、労働者賃金の下限額を設定する、いわゆる賃金条項設定型とする。ただし、対象案件の範囲・金額や下限報酬額などの詳細については、後述の審議会において検討の上、決定することとする。」

となっています。これって、全く逆になっている。従来から、なぜ賃金条項型にできないのかとか、理念型でスタートしないと大混乱を招きますよ、ということは何回もお話してきたと思えます。それが全く逆になっている。これはちょっとおかしい。確かに両論の意見が有り、それがまとまって無い様な気がする。同じことをずっと言うようですが、入札と言うものの概念からすると、やはり競争です。それを賃金条項型で賃金を設定すると。例えば、どこかの案件において賃金が設定されて決まっていく場合、それにおいても市の税金が投入されてるわけです。そういう意味でも、賃金を明記して実施するというのは如何なものかと思えます。高度な仕事もあれば、軽微な内容もあります。ましてや、職人においてもそれを常用型に明記してしまったら、雨が降ったら仕事の効率も悪くなる時もあるし、やはり入札と言うのはあくまで請負契約です。一次、二次、三次といっても、それも請負契約です。だから当然、県などの最低賃金はあるけれども、それとは違う下限の設定をしてしまっているのか、ましてや社会保険とか退職金や有給休暇にしてもまずは法律をしっかりと守れるようなベースがこの宝塚市にあるのかどうか。我々の調査した内容においても、情けない話であるが現実的には出来ていない。法律は守らなければいけない、

だけでもそれをちゃんとした形で行政が指導しているのかということも出来ていない。入札に関しては大手が取る案件だけ調査を行うとすると、その調査対象に当たる案件だけ社会保険に入っている人を回す。その代わり賃金についてははるかに高い。今でもガードマン単価などは合ってきていないが、その辺りは大手も諦めている。法律において社会保険に入るのは当たり前の事だが、それを民間の中小においてできているかということ、現状は出来ていない。そんな状態で賃金条項型をスタートするのか。そういうことを延々と話をしたと思います。だから、2年、3年、5年とかけて、段階的に理想型から行ってきっちりしていく。それが一番正しいのではないですかと言ってきたと思います。だからここで、賃金条項型を表に出すではなく、理想型を表に出して、一部について試行的に賃金条項型もやるというのであれば分かるが、賃金が表に来て理想型が後につく様ではおかしいと思います。

委員長：表現の問題についてはまだまだ工夫の余地があると思います。今の、まず理念系を持ってきて、段階的に賃金条項型を一部取り入れるというのが、前回の骨子の中間答申案だったのですが、前回の委員会の中では、それはこれまでの意見を十分に反映した形での表現になっていないというご意見を伺ったので、とりあえず今回はこのような形にしています。その意味では十分ではないですが、前回に皆さんに議論いただいた時のご意見を反映した形での書き直しになっていると思います。そこをまずは理解していただく必要があるかと思います。前回案は、まずは理想型を前面に出して、という案でしたが、それはおかしいのではないかと言われてしまったので、今回はこういう形に修正されてきたわけです。そのところをご理解いただいた上で、賃金条項型を基本方針とすると前に出したわけですけれども、全面的にこれを実行するという形にはなっていない。試行的に、かなり対象を絞る形で進めていくという書きぶりになっていますので、懸念されている内容と言うのはかなり限定的なものになるのではないかと思います。ただ、それでもなお現実的にはしんどいということであれば、冒頭でも申し上げましたとおり、表現上の問題をもう少し工夫する余地はいくらでもあると思いますので、具体的にここをこうしてくれというご意見をいただいた方が建設的ではないかと思います。

委員：それでは、素案のポイントというところの中で、「労働者賃金の下限額を設定する、いわゆる賃金条項型とする。」というのを最初に挙げるのは誤解を招くと思います。やはり、理念が最初であって、賃金は一つ上げたことによって、全てを上げなくならなくなるとか、一度上げたものを下げる訳にはいかないとか、それを設定する部署もいろいろ問題があると思います。審査会の方々のご意見で、ここについては重要な仕事をしているとか、ここは軽微な仕事だとか、それによって下限金額は違ってくる。そういう意味でも、私は賃金条項を一番前

面に出すのではなく、前面に持ってくるのは理念だと思います。その中で、段階的に賃金条項型を一部の試行でスタートするのが望ましいと思います。ただ、この審査会を何故強く要望したかと言うと、そういういろんな問題点を審査する機構が必要ではないかと。市の税金を、絞めるところは絞め、必要な分については出すということ、しっかりと吟味していかないとバランスが崩れると思います。この賃金条項型を表に出してしまうとそれが独り歩きしてしまうようなことも懸念しますので。私は是非とも形を変えてほしい。

委員長：今、ご意見をいただいたのが、3ページの素案のポイントの部分ですね。

こちらについては私も十分にはチェックできていなかったのですが、1ページの「第3に」というところの文章の表現としては、「条例の目的に「労働者の適正な労働条件や労働環境の確保」を明確に謳い」とありますよね。これが一つの条例の理念であり、目指すべき大きな方向性で、これをまず謳った上で、基本方針として、賃金下限額を設定することが望ましい、という表現を使っているので、素案のポイントという資料の方も「いわゆる賃金条項設定型を基本方針とする。」と言う風にイメージしてもらった方がいいのかなと思います。要するにそれを目指して、段階的に始めていくということなのですが、それすらもそぐわないということですか。

委員：先ほども言いました様に、社会保険とか退職金とか有給とか、いろんなものをプラスしたものが賃金になると思います。例えば建築工事でしたら、5000万円とかの金額であっても100人、200人では済まないと思います。そしたらその裏付けを全部宝塚市の方で検認できるのですかと。そういう体制があるのですかと。それとも、単なる守ってますよという中途半端な書類だけで了解するのか。だからそれももう少し吟味する必要があるのではないですかと言っているんです。別にこれが正しくないとかいう訳でなく、もう少し段階を踏むべきではないですかと言っているだけなんです。労働者の環境は良くしていかないといけないと思いますが、混乱を招いてもいけないのじゃないですか、という話なんです。だから、表に出すのはやはり理念型であって、第6回のように「条例のタイプについては理念型とし、賃金の下限額等を設定する、いわゆる賃金条項は規定しない。」とだけを書くからおかしくなる。そのあとの文言が無い。だから、私も皆さんのご意見が反映されていないと解釈した。如何ですか、皆さん。

委員：私は、以前にも何度も、賃金条項型を入れたら何か大きな問題があるのですか、と聞くと、その答えは、あまりないが先ほどの様に保険などを整備していかなければいけないことや、実務が大変になるということが大きな問題だとおっしゃっていた。今もそういうことだったと思います。賃金条項を入れて、賃金を上げることについては直接反対ではないですよと、いうことでした。週30時間以上だと社会保険も入らないといけないし、健康診断もしないといけないのは

法律で決まっっていて当然にしなければいけないことで、そのことが賃金条項を入れることとは別問題だと思うので、やはり労働者の環境と、公共サービスの品質確保というのが大きな課題だと思います。賃金条項を入れることとそれに付随する社会保険だとか健康診断がどうあるべきかということとは、別問題だと考えないといけないと思います。また、そのことを今でも市が全て確認しているのかと言うとしていない訳で、それは、労働基準監督署だとか、社会保険事務所とかがやるべき問題で、契約書の中にもそういう風に謳われていて、市もそういうことが分かった際には、労働基準監督署に通報しないといけないという義務が有るにしても、ちょっと観点が違うと思います。大きな観点ではなく実務的な話になっているので、ここにも書いて有るように実務については簡素化するという必要はあるとは思いますが、私は反対に賃金条項を入れて一定の賃金水準を確保するという方が、公契約全体の底上げに寄与することになると思いますので、入れる方が良いと思います。

委員長：私としては、皆さんのご意見を形にするという中立的な立場なので、もし、自分たちが主張した意見が上手く反映されていないということでしたら、いくらでも工夫を考えたいと思いますので、忌憚なくご意見をお願いします。今、双方がおっしゃっていることに何か誤解というか、ギャップが有るのでしたら、もう一度それを埋めていただく必要があります。そうでないと書き手としての混乱がありますのでよろしくお願いします。

委員：契約行為をやっていない方が、おっしゃっている。会社なり組織が受注したものを組織の中で仕事をしている人の論理かと思います。私の会社でもそれなりの教育を受けてきた人を使わないと出来ない仕事です。これに最低制限価格が無いんです。これは行政に言っているところだが、コンサル委託は最低制限価格が無いと。国の基準で積算したものが27%とかで落札される。その状態でどうやったら人件費が出ますか。一般競争の条件で入れるから、全国に公募したら、どこが来るか分からない。地元企業とは標榜しているが、私の会社が宝塚市だけの仕事をしていたら、もうとっくに不履行です。よそで稼いで税金は宝塚市へ納めています。そうせざるを得ない。2Pと言って、Pは人件費で、経費がちょうどその倍必要と言う意味です。会社経営は、おおよそ直接人件費の倍の売り上げが有ってやっと経営がやって行けるんです。これは、弁護士事務所の経営などでもそう変わらないのではないですか。人件費相当額ぐらいなかったら、組織の運営が出来ない。もちろんその中には、諸経費から公租公課まで全て入っての話です。しかし、宝塚市は現実にはコンサル委託には最低制限価格が無い。受注したのが27%だからといって、社員の給料を27%にする訳にはいかない。だから必然的にこの仕事をしていけば、会社は潰れてしまう。なので、別の所の仕事を取ってきて、事業所を宝塚市に置いているだけ。創業の

地でもあり、立場上、本社をここに置かなければ仕方がないので、置いているだけ。そうすると、例えば技師Aとか技師Bとかのランクがあるが、その単価の合計に諸経費を掛けて金額が出てくる。当たり前でいくと、いくら諸経費を半分に安くしても75%ぐらいにしかならず、損益分岐点を考えるとそれ以下の入札金額ではできないはずだが、それを27%とか30%とかで入札してくるところがある。それを行政の方で、この金額なら労働者の賃金が出ないと、落とせば済む話なのだが、それをやっていない。これが現実です。働く人には当然、働いただけの賃金をどんなことがあっても払います。国が告示までしている公の基準額は決まっている。そのとおりに積算して、その下限額の設定があれば、まあ何とかなるかとは思いますが、それが27%や30%では、安く取ったからといって原価は安く出来る訳ではない。それを今まで許しているというのが行政の実態です。皆さんはそのあたりのことを分かっていない。

委員： 業務委託などは、全てそうではないか。基準がないので、前年実績などで入札していると思う。そういう意味で言うと、賃金条項を入れて、その部分の予定価格を高く設定するというのをしないと解決しない問題ではないか。なので、反対に賃金条項を入れた方が良いのではないかと思います。

委員： 入れるのであれば、全ての案件に最低制限価格を付けないとおかしい。予定価格が上がっても27%での落札を許すのでは同じこと。これは、最低制限価格が無いので、こういうことになっている。賃金が安ければ、人は来ない。ブラックなんて言われたら、次年度から求人を出しても人が来ない。

委員： 指定管理など、業種の内容によって、違ってくるのではないかと。私が言っているのは、普通の建設においては、賃金条項型は全く適さないですよと言っているんです。指定管理とかそういう部分においては、どちらかというと適する部分もあるのではないかと思います。ただしそれも、賃金が独り歩きしても怖いので、やはり内容によって賃金が上がったり下がったりする仕組みも必要ではないかと思います。だから、公契約条例というものの素案を作った時に一番前に出る条例のタイプが賃金条項型だという形はまずいと思います。賃金条項型の場合に、書類なんてそんなに必要では無い様なことを言われましたけれども、今も賃金の下限額は定められてはいませんが、労働環境を良くするために賃金条項型を一部試行してみたいな書類の提出を求められており、半分、賃金条項型に沿った形になってきている。だから、賃金条項を表に出してしまうと、契約の附帯書類でそれが入ってくることになる。事実、以前の会議で、賃金条項型にするとこういう書類が必要になってくると。それは当たり前だと思います。それを請負契約の中でやるのはしんどいですよ、と言っているんです。例えば、指定管理で10人とかの書類を作るのなら、あまり問題はないかもしれないが、建築工事では、5000万円とかの現場でも100人とか200人とかある、そ

れが 1 億とかになってくると、何百人の書類を作らなくてはいけない。プライバシーや秘密保持の問題もある中、いきなりそんな方向にやってしまったら私は混乱を招くと思います。だから、理念があって段階的に賃金条項型があって、指定管理者も一部においてはやるべきだと思います。それを試行的にやった時に、問題点が必ず出てくると思います。良い面も悪い面もあると思います。当然、労働者の環境を良くしないと、建設業界に人が集まらない。良くなって欲しい。だから、段階的に整備していくべきだと言っているだけです。だから、私はポイントとしては、第 6 回のタイプに補足的に付けた形にして欲しい。条例を制定した後、審議会において段階的にやって行ったら良いのではないですか。

委員： 3 ページの素案では、理念型と賃金条項型では対立的な概念であるという前提があるような印象を受けます。私は、そういう対立的なものではなく、先ほど委員がおっしゃった点で言うと、これまでも契約では、仕様書の中に労働関係法令の遵守ということが入っている。それを考えると公契約条例で賃金条項を入れるということでガラッと変わるわけではないと思います。本当を言えば仕様書に労働関係法令の遵守ということが入っていれば、発注者側としたら、労働関係法令は遵守されていますかということをチェックすべきことであるのだが、それがおそらく仕様書には書かれてはいるが、謳い文句みたいになっていたのではないかと。そういうことが、公契約条例と言う基本的な条例を作る意味の 1 つではないかと思っています。そういう意味で言うと公契約条例の基本的な趣旨は何かというと、1 ページのところ、第 1、第 2 として、公契約の透明性の確保と地元企業の活性化が 1 つ目の趣旨として挙げられている。これは、これまでの議論がまとめられている。また、第 3 のところで、賃金条項という趣旨の話があり、こここのところは、この委員会の議論でも当初市から出された案があり、それに対してパブリック・コメントが実施された。そのパブコメの意見では賃金条項型に対する意見がかなり多かったので、重点的に議論がなされた。ここにも書かれているように、意見の中では、賃金の下限額を設定する方が望ましいという意見が多かったのは事実な訳です。だから、1 ページ、2 ページでまとめられている部分は、私はこれまでの議論がかなり正確にまとめられていると思います。公契約条例には 2 つの大きな側面があって、1 つは公契約の透明性と地元企業の活性化という面と、もう一つはそこで働く人達が生活もできないような労働条件ではダメだろうと、そういう意味では 1 つは賃金条項を入れたらどうかという話がある。そういう 2 つの側面を基本的に条例で設定する必要があるのではないかというのが、流れではないかと思っています。そういう意味ではあまり対立的ではないと思います。最終的にはいきなり始めると混乱が起こるから、3 ページに書かれているように、運用に関することや、施行状

況や改正、労働報酬の下限額の決定に関することについては、条例で決めてしまうのではなく、審議会で状況に応じて決めていきたいと思いますという流れで、これも前回の議論でだいたいそういうところになったのかと思います。そういう風に考えると、基本的にはこれまでの委員会での議論の流れになっていると思います。ただ、最終的なところで、イメージとしては理念型と賃金条項型があって、それが非常に対立的であって、どちらをとるのかと言うような印象を受けるとのことについて、工夫したらどうかと私は思います。だから、あまり大きな違いは無いんです。

委員： だから、私も中間答申案の第1、第2、第3を読み、確かにこの内容だと思います。ただ、素案のポイントというまとめの言葉が、前回に比べるとあまりにも両極端に変わっていて、言っていることが全く180度違う。これは、あまりにも如何なものかと思います。建設では、どうしても提出書類が増える傾向にある。そういう傾向にある流れの中で、いきなり賃金条項型で金額を決めるような内容が独り歩きしても怖い。やはり、そぐう部分とそぐわない部分があると思います。だから、このまとめの言葉については、前回の表現にプラスアルファした形で、賃金条項型を一部において試行するような形が適しているのではないですかと言っているだけです。そうしないと、賃金条項型で、誰が最低賃金を決めるんですか。それも問題になりますよね。どこの部署が、誰が決めていくのか。誰でも単価は高い方がいいに決まっているので、皆が「それに合わせてくれ」となる。そういう形でどんどん走っていくのも怖いのではないかと知っているんです。

委員長： 今いただいたご意見をこれまでも何度もいただいていたし、具体的にどういう案件に対して、あるいはどういう業種に対して、もし、賃金下限額を設定するのであれば、どういう現場であればできるのかという具体的な事は、審議会で検討するという事に尽きる訳です。結局、ケースバイケースということになってしまいます。しかし、そこに委ねざるを得ないということだと思います。それをこれまでも議論してきたし、1ページ、2ページのところでも書いている内容です。こちらの方は、中間答申書案として私の方でも文章にかなり手を入れさせていただいた内容ですが、ポイントという部分の整理のところ、表現上の問題が有るとのご意見だと思います。だから、もうこの段階でするので、この素案のポイントとして整理されている3ページの内容をどう変えたらいいのかという具体的な提案をしていただけたらと思います。

委員： このポイントに書いてある文章が、公契約条例の案の中に組み込まれるのか。前回に案で作られた内容があったかと思うが、公契約条例案の中にこの文章を組み込むのか、それとも、この文章は組み込まないのか。要は、公契約条例の基本方針の文章に組み込まないのであれば、どうでもよいのだが。基本方針の

中にどういう形で組み込まれるのかということで、賃金条項設定型の言葉の重みは違ってくる。答申案と言うのはあくまでも皆さんの議論がこうまとまってきましたよ、ということであるが、この後にどうするのか。

委員長：一応、この答申案の文章を条例案の中に組み入れていくということで、3ページのポイントは事務局が、1ページから2ページまでの内容を反映させたものになっていると思うのですが、先ほどから何度も言っているように、この表現ではこれまでの議論が条例に十分に反映させられるような表現になっていないというのであれば、ここの部分をこういう風に直すべきだという風に言っていた方が。もうこの段階です。

委員：先ほど言いました様に、前回の様に「条例のタイプについては理念型とし、賃金の下限額等は設定する、いわゆる賃金条項は設定しない。」という言葉については、こういう極端なものではなく、「一部において賃金条項型についても行う」という文章は入れるべきだと思います。ただ、理念が最初に来て、全部ではなく一部において入れるということで良いのではないかと思います。契約行為となると、ウェイト的に言うと、建築、土木、電気、植木とかの方が大多数になる。だから、その辺りについては理念であるべきだと思います。

委員長：ありがとうございます。他は如何でしょうか。

委員：まず、1ページですが、第1のところは何のためにこの条例を作るのかという点で、透明性と地元企業の活性化というのは書いておいた方が答申案としては良いのではないかと思います。第2は、結局、公契約条例を検討することになった理由は、ここにあるだろうと、また、経過も書いてあるのでこれはこれでいいかと思います。突然に第3に今、問題となっている賃金下限額ということが出てくるので、これをもう少しこの公契約条例を作る経緯も入れて、結局、全国的に公契約条例が制定されていくその過程の中で、この下限設定型というものが問われていくという波が出てきた、これを踏まえた上で結局どうするのかを我々が議論してきたのだと思います。そのことは、条例の目的に「労働者の適正な労働条件や労働環境の確保」と有る訳で、非常に上手くまとめていただいているので良いと思いますが、この前に賃金条項の意義について触れていただいたら良いのではないかと思います。それから、ポイントの資料ですが、こういうペーパーが有った方が何が重要かが分かるので、これは有った方がよいと思います。ただ、断定しているので、賃金条項設定型の方が良いとなったけど、その内容については、いくつかの事を検討すると、ちょっとぼかして書いてはどうか。あとは、言葉の意味ですが、市内事業者の発注で、「その経営」というのは、市内事業者の経営のことですか、それと「下請への採用」というのは、その事業の時に下請を採用するということですか、ちょっと意味が分からなかった。それから、委員の名簿が出る以上、委員会の開催状況やどういうことを審議したか。賃金条項設定型に関して

大いに議論したということが分かるような形で、作っていただけたら有り難いかなと思います。

委員長：今、ご質問があった3ページの言葉の意味について、事務局からお答えをお願いしますか。市内事業者かどうか。

事務局：「如何に下請けに入れるかは、その経営に大きな影響を与えるものである」という部分の「その」の意味ですか。それは、市内事業者のことです。

委員：下請の部分はどうですか。

委員：下請への参入では。

事務局：参入となるとその主体は自分かと思いますが、契約する相手は元請ですので、元請が下請けとしてどこを採用するか、という場合の意味ですので、こういう表現にしました。

委員：結局、市内業者の下請けへの採用という意味ですか。自治体が求める場合にこういう言葉になるのか、そういう意味ならこれで良いのですが。

委員：発注者側がそこまで言わないと、今は望んでも入れない。

委員：大手は協力会社があるので、その協力会に入らないと下請に入れない。宝塚の業者が入ろうと思ったら、協力会の下の子請けにしか入れない。そうすると、最初から入りませんとなる。入札の場合、業者数が足りないからと言うこともあるのだと思いますが、やはり育成という観点で考えたら市内業者で十分出来る金額もある。出来るか出来ないか、その会社の実績をもう少し大きな目で見てもらえれば、これぐらいの規模ならやっているんだということが分かるはずです。その辺りの意思疎通がないので、こういう形で不満が出てくるのだと思います。

委員長：これまでに出示していただいた意見を少し総括すると、まず、中間答申案として1ページ、2ページに書いているところの「第1に」のところでは、透明性の確保とか地元企業の活性化という文言を明確に入れた方がよいというご意見。それから、「第3に」というところでは、これで良いけれども、賃金条項の意義を書いておいた方が良いのではないかと。その上で、この委員会ではこういう意見が出たという形にしてはどうかというご意見をいただきました。それから、3ページのポイントですが、1の条例のタイプについては、「理念型とし、一部において賃金条項設定型を取り入れる。」という表現。ただしその場合には・・・、という形でその後続く表現をそのまま続ける、というご意見をいただきました。2 市内事業者への発注というところでは、「下請への採用」という表現については少し修正していただくと。それから、会議の開催状況について書いて、それぞれどういうテーマで議論しましたということが分かるように、箇条書きでも良いので簡単に、これまで次第に書いていたような内容になるかと思いますが、それを付けてはどうかというご意見をいただきました。

今のところ、そういう形でご意見をいただいたのですが、その他、ご意見は如何でしょうか。

委員： 私も1ページ、2ページの部分に今まで委員会で5回、6回と検討を重ねてきたことが上手く要約されていると思います。前回には5回までの話から急に方向転換したような感じがしましたが、前回の議論がこれに全て書かれていると思います。ただ、素案のポイントという形で、こういう箇条書き的な形になると、やはりどうしても無理があり難しいのかと思います。先ほど、話が180度変わっておかしい、というご意見がありましたが、この中にいらっしゃる全ての委員が前回までの6回分の委員会の内容を理解できていて、その上でこれが出てきているのに、何がおかしいのかという素朴な疑問があります。また、先ほど大手のゼネコンの件で、孫請けなら入らないという話がありましたが、その理由としては安いからと言うことになるのだと思いますが、安いから入れないということ自身もおかしな話だと思います。それから27%の落札率という話もありましたが、そういうものも含めた形のもをもう少しこの中に盛り込めないかなとは思っています。あとは、この公契約条例の目的の労働者確保と市民サービスの向上という部分でいけば、安いから手を抜くという問題でもないですし、やはり良いものを作って行くという形においてはこれが全てではないかと思っています。

委員長： 市の予定価格の話は、もちろん国のモデルに基づいて設定はされているとは思いますが、もう少し独自に検討する余地があるのではないかと考えています。先ほど別の委員からも最低制限価格の話もありましたが、例えば、そういう制度についてもこの公契約審議会の中で、必要に応じてということになるのでしょうか、検討するというのも一案ではあるのかとは思っています。例えば、素案のポイントとして例示してあるものに挙げてみるとか。ただ、この審議会の負担を増すのもどうかとは思いますが、必要に応じて検討するぐらいなら良いのではないかと感じます。それから先ほど少し総括させていただいたのですが、公共サービスの品質確保という文言を入れるのであれば、1ページの「第3に」というところで、条例の目的に、「・・・確保」とある部分に「及び・・・」として入れた方が良いでしょう。その他に如何でしょうか。

委員： 上手くまとめられていると思います。それと、先ほど委員が言われた今までの委員会の開催履歴はあった方が良いでしょう。

委員長： それ以外に如何でしょうか。とりわけ、素案のポイントの1の修正案について、先ほどご意見を反映した形で整理させていただきましたけれど、ここは一番大きな論点ですので、もし追加的にご意見があればご意見を願います。もし、ご意見が無ければ先ほどの案を採用させていただく形になるかと思っています。私自身もこの委員会を始めた当初から理念型とか賃金条項型とかいうカテゴリー

ズそのものが、ちょっと正しくないのではないかということ、常々言ってきたと思いますし、そもそも理念型とは何なのか、他自治体の事例を見ても理念型と一口に括れないようになってきていると思います。その意味ではこの言葉そのものがいろんなギャップを生み出しているような気がします。先ほど理念が先に有ってこそだという意見が有りましたが、私も全くそのとおりだと思います。賃金の下限を設定するという事は、もう少し個別具体的な項目で、理念とはもっと大きなものなので、まずはその大きな方向性があり、それに対応する形でいろんな手段が位置づけられるのだと思いますので、結局、〇〇型という形にすることによって、相反するものようになってしまわないのでしょうか。おそらく目指す方向性はそんなには変わらないというか全く同じだと思うので、もう少し上手い表現がないかなという気がしているのですが。

委員： もう一度、素案のポイントの1は、どのような文言になるのでしょうか。

委員長： 先ほどの提案では、「条例のタイプについては理念型とし、一部において労働者賃金の下限額を設定する、いわゆる賃金条項設定型を取り入れる。ただし、その場合には、対象案件の範囲・金額や下限報酬額などの詳細については、後述の審議会において検討の上、決定することとする。」です。

委員： そのタイプという言葉はやめたらどうですか。答申の第3の「労働者の適正な労働条件や労働環境の確保を実現するため」の部分を持ってきて、それに後ろの文言をつなぐ。若しくはそれを前に持ってくる。というのは、労働者の適正な労働条件や労働環境の確保を実現することが、まさに理念ですよね。前の条例案でも労働者の適正な労働条件や労働環境の確保がかなり言われていたので、そのために賃金条項を設定するという形で。そうすると、理念と上手くマッチするのではないですか。

委員長： なるほど、中間答申書案の中の文言をそのまま持ってくるということですね。

委員： 一番重要な問題で、「審議会において検討の上、決定することとする。」となると、この審議会の位置づけが非常に問題になってくると思います。今おっしゃっている賃金条項設定型にした時に、一体どの部分を、どの単価によって運営していくのか、これはもう少し審議会の内容を・・・。

委員： 「決定する」ではなく、「検討する」にしてはどうか。その下の文章では、「新設する審議会にて検討し、規則で定めることとする。」になっている。規則はあくまで首長が定めるもので、審議会では決められない。

委員長： 今の部分は、私の作った文章では、2 ページの「一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討する必要がある。」と書いた部分ですね。このまま採用してもらったら良かったのですが、事務局が改めてポイントを作った際に「決定する」という言葉になってしまっているので、語尾の修正というご意見ですね。今みたいな感じで、具体的にご提案をいただければ助かります。

委員： 公契約審議会というのは、事務局としては附属機関という位置づけを前提にしておられるのか。附属機関となれば、地方自治法上の根拠の為に、そのための条例がまた必要なのでは。

事務局： 附属機関の定め方について、執行機関の附属機関に関する条例に書く場合と、個別の条例の中に書く場合があるようで、今回の場合は、この公契約条例の中に書くパターンと考えています。ですので、予定している審議会の位置づけとしては附属機関と考えています。

委員： 前回に、執行機関の附属機関に関する条例に書き、その詳細については、規則でという話があった時に、そうではなく、この条例の中で審議회를根拠づけ、かつ審議会の権限においても規定しておいて欲しいと述べた部分ですね。

委員長：位置づけだけではなく、権限についての規定も、ということですが、今日の資料の3ページの3（仮称）公契約条例審議会の設置という部分に書いてあるもので、よいですか。

委員： 他自治体の公契約条例の様に審議会設置に関する章を設けてもらって、その中に書いていくということならいいかなということですが。

事務局：おっしゃるようなイメージです。

委員長：今の点はいいでしょうか。その他何かありますか。

委員： 対象案件の範囲というのは、よく分からないのですが、例えば、見積もり案件の条件・範囲。何点以上なら入札参加できますよというものがあるのですが、それを行政の方で範囲を決めているので、「見積もり条件・範囲や金額」ということになれば条件の変更が可能となると思います。それと一番大事なのは、公契約審議会をどういう場合において開催するのかが謳われていない。また、委員が何名なのか。例えば、市の方でそういう条件を変えたい時とかに、事前にメールなどで全委員にお知らせが行き、これは異議があるので開催して欲しいとかいう形をとらないと、例えば2か月とか3か月に1回とかの様に定期的をやってしまうと、必要な時に開催できないという問題が出てくると思います。

委員： 前回の資料では年に1回です。

委員： 年に1回では無理でしょう。それでは全く機能しない。今の世の中ですので、何かを変える時には、審議会の委員へメールで打診があり、それはどうかと言った場合は、委員の過半数の賛成をもって開催するとか。

委員： そこまで答申で書くのか。

委員長：前回の資料は事務局でたたき台を出ただけで、決定内容ではなく、委員会では何も議論はしていない。今回の答申案にどこまで書くかなのですが、開催のタイミングについては入れておいてもよいかと思っています。

委員： 「必要に応じて」ということにしておけばどうか。

委員長：例えば、素案のポイントの1のところ「後述の審議회를必要に応じて開催し

検討する。」とすればどうでしょうか。

委員：　そうですね。

事務局：この審議会については、例えば条例で下限額を設定するとなった場合に、どういった範囲や金額の案件について下限額を設定するのかについて検討し、それについてその翌年度から実施していくとか、下限額を設定するのであれば、その下限額をいくらにするのかを検討していただく場になると考えており、数カ月に1回開催するというものではなく、やはり次年度に向けて、年に1回か2回程度開催し検討するということになるのではないかと考えています。

委員：　行政の方で素案ができれば、それについて委員が審議会の開催が必要であると判断すれば開催するということがよいのではないかと。そうしないと機能をなさない。失礼かもしれないが、行政の方はいつも数年したら人事異動で人が替わり、私たちが言っていることがちゃんと伝わらない。前はこういう条件でやって下さいと言っていたものが、担当者が変わったということで、内容が違っている。そういう不信感が有る。だから、我々は、公契約条例に伴って運用していく時に、審議会が必要だと言ってきた。審議会と言うのはあくまでも、専門家の先生方やそれ以外の市民の方も参加して、市や我々が言っていることがバランスのとれた内容であるかを審議してもらいたいと思います。そういう意味で、あまりにも一方的に市の方が全て偏った形で、決めていくのはおかしいのではないかと。そういう意味で公契約条例というのは、市民一体型となって、皆が参加して、ここはこうあるべきではないかとスタートしたのではないかと。だから、年1回程度と言う意見は、私は理解できない。必要に応じて開催されるべきで、必要が無ければ開催しなくてもよい。

委員：　例えば、年に1回で労働報酬下限額の決定ができるのか。建設物価帳の単価の平均を出して適用というなら可能かもしれないが、これは、地域ごとに絶対に違う。東京ではできない単価でも、田舎では十分ということもある。改正の話はそう頻繁にはないとしても、運用に関するチェックから、報酬額の決定までを年に1回で出来ますか。それを考えると、この議論の内容が正確に伝わるようなものを作らないと、仏を作って魂が入らないのと同じではないか。

委員：　素案は事務局に作ってもらって、それを市民の目で見ると審議するという場であれば良いのではないかと。

委員長：前回の事務局の資料にある「年に1回程度」ということについての議論をしてもよいのですが、現時点においては先ほどあった「必要に応じて開催する」ということでよいのではないかと。委員の皆さんのご意見としては、公契約審議会というものの性格上、開催のタイミングは固定化させるのではなく、フレキシブルに開催する、そういうものであるべきだとことだと思っております。そういう表現・文言をこの段階では使っておいた方がいいだろうと思っております。そ

の他、如何でしょうか。かなり今日は、具体的に提案いただきましたし、皆さんの想いとか考え方が形になってきているのではないかと思います、その他にはよろしいでしょうか。

委員： 公契約の定義に指定管理も含むとかいうことを答申案の中に入れておく必要はないでしょうか。

委員長： 入れるとするとどこがいいでしょうか。

委員： 1ページの第3のところではないか。

委員： 第6回委員会時の箇条書きの中間答申案では、定義として公契約として市の契約と指定管理の2つがあげられている。市の方も指定管理を含むのかどうかについて曖昧な時もあったので、答申の最初の辺りにここでいう公契約には指定管理も含むということの一文を入れればどうか。

委員： 私も調べたのですが、指定管理は契約ではなく、地方自治法に基づく行政処分だということでした。契約と指定管理とは全く別の物の様ですので、やはり指定管理も含むということを入れておいた方がいいと思います。

委員： 第1の中に指定管理が何件ぐらい有るという状況も書いておいて欲しい。

委員： 全体の前提になる話なので、最初にこの公契約には、市が当事者になる契約と地方自治法上の指定管理を含むということを書いた方がよいと思います。

事務局： ちょっと全般的な話になるのですが、タイプのところですが、タイプと言う言葉は使わないにしても、「条例は理念型とし、一部の案件において下限額を設定する・・・」ということ、具体的な条例の形にした時に、下限を設定する案件もある理念型の条例って存在するのでしょうか。

委員： それは、理念型とか賃金条項型とかいう言葉を条例に入れることがあるのかという質問ですか。

事務局： 理念型とか賃金条項型とかは条例の構成のことで、条例の中に賃金下限額を定めるという項を入れるかどうかです。例えば、賃金下限額を決めた場合には、違反した場合の対応などを想定し条例にも記載する必要があり、先行自治体でもそういった場合の対応を記載しています。しかし、理念型の場合、そういった義務的なものではないので、試行的に行うといった条例が存在するのかどうか私は知らないのですが、一部において試行するといった場合に、条例はどのようになっているのか、思い描けないのです。条例の書き方がかなり変わってくるとの思いがあります。

委員： 今の点は、かなり根本的なことをおっしゃっている。イメージされているのは、例えば条例で下限額を設定するとした場合に、それに違反した場合にどうなるかということ、規制型というか行政という権力と民との間の規制を念頭においているのではないか。これは以前にも申し上げたと思いますが、契約の準則を定めるものです。そうすると、契約に反したらその先には契約の解除があるとい

う問題になるので、何らかの行政処分を前提に従わせるということではなくて、契約当事者としてこの契約の遵守を求めるのが公契約条例の基本だと思います。ですから違反したらどうなるかということをもともと、契約書に書く必要は無く、お互いの契約で片方が契約を守らなかったら、それは契約の解除ということになる。イメージされているのは、違反したらそれに対して報告を求めて、勧告して、それに従わなかったら何らかのペナルティということかと思いますが、基本的にはそういう趣旨ではないということと私は理解しています。

事務局：前回から、規制ではなく規整と言われていて、条例の条文を考えるに際して、その違いがよく分からないので、教えていただきたかったのですが、賃金の下限額を設定している自治体では、罰則とか、受注者の共同責任とか、そういうことを謳っている自治体もあります。そういったことまで謳おうとすると、不利益処分については、規則などではなく、条例で定めるという原則もありますので、そういった不利益処分を科すのであれば、そもそも試行的にやるということが出来るのか、遵守しなかった場合のことをどのレベルまで条例に記載する方が良いのか分からないところだったので、教えていただけたらと思います。

委員：私も記憶が定かではないのですが、全国で最初で、公契約条例の先駆けとなった野田市の事例がそういう形だったのではないかと思います。今の流れはそうではないと思います。

委員長：そもそも、この委員会での検討の経緯、出された意見を考えるといわゆる規制型ではないということで、だからこそ、先ほどの骨子のポイント 1 の様な表現で意見がまとまりつつあるということですので、委員が従来から言われているように「キセイ」のセイは、整える方だという方針で、罰則規定などについては、宝塚市においては不要だということだと思います。契約の準則を定め、守って下さいねということだと思います。その他は如何でしょうか。

今日、皆さんにいただいたご意見を、この中間答申案に反映する形で修正をさせていただきます。今日は「こう直します」と、かなり具体的に言っているので、再度、確認する必要が有るのかどうかですが、少なくとも、この様に集まらなくても、修正案を共有していただいて、今日出た意見が反映されているということが確認できれば、それを中間答申書としてもらったらいいのではないかと思います。如何でしょうか。

委員：この後の流れはどうなりますか。

委員長：それでは、事務局からこの後の流れの説明をお願いします。

事務局：次のステップでは、今日、いただいたご意見を反映した骨子の中間答申案を作って、その後、その骨子から条例案を作ってみてお示しできたらと思います。

委員長：中間答申書案については、今日、かなり具体的に意見を出して、こういう形で修正しましょうということで、ほぼ合意をいただきました。ですので、それ自

体を集まって確認する必要があるのか無いのかということがあります。それで、ほぼ合意を得ているということなら、修正案を共有していただいて、もし意見が無ければそれを正式な中間答申案として確定していただいたら良いのではないかと。なので、多分次回はその骨子に基づいて条例案を作っていたものを審議したら良いのではないかと思います。皆さんがやはり今日の会議の修正案についても集まって丁寧に確認するべきだということであればそれも有りかな、と思います。

委員：今回は中間答申書となっていますが、最終答申書というのものもあるのですか。

委員長：事務局、如何ですか。

事務局：この検討委員会を設置した理由が、平成 28 年度のパブリック・コメントで多数の意見が出たことであるため、次回のパブリック・コメントで出された意見の反映・修正について審議していただいた後に、完成形として最終答申をいただくというイメージです。

委員：もう、中間答申だけで良いのではないですか。最終的に変わりが無ければ、このタイトルを最終答申に変えればいい訳ですよ。一番の問題は、条例案ですよ。私は、次回は条例案を見て、おかしい所があれば、中間答申を微調整するというイメージです。ただ、一点だけ審議会のメンバー構成や人数は決めておかなければいけないと思います。

委員長：それは、条例案が出たときに議論するという事で良いのではないのでしょうか。次回は、骨子に基づいて、条例案を作っていて、その中身について審議するという事でよろしいですか。繰り返しますが、今日の中間答申案の内容については、メールとか郵送とかでのチェックで済ませるということでもよろしいですか。

全委員：はい。

委員：それで、上手くいけば年内に制定できるのですか。あと何回開くのか分かりませんが、案ができた後は内容の吟味だけで、この委員会としては年内で終わるのではないですか。あとは市の方でいろんな手続きが有るかもしれませんが。

事務局：パブリック・コメントの後に、開催することを想定しています。パブリック・コメントの場合には、広報誌にも掲載する必要がある有ります。しかし、広報誌には印刷のために、発効日の 2 か月ぐらい前には印刷原稿を渡す必要があるのですが、そのためにはそれまでに、市の中の意思決定や議会説明などの目途が立っている必要が有り、かなりの時間がかかります。

委員：もう一度、パブリック・コメントをする必要があるのですか。

委員：宝塚市は、こういう審議会で審議していても慣例的にパブリック・コメントをやっています。

事務局：前回のパブリック・コメント審議会での説明の中でも、再度パブリック・コメ

ントをやりますと言って進めてきていますし、今の時代において、市の条例を作る場合に、パブリック・コメントをしないということは、許容されないと思います。条例の文言が前回と全く同じというならまた別かもしれませんが。

委員： やったとしたら、また、意見が出てきますよね。公契約と言うのは多種多様で、はっきりと言うとまとめるのは難しいですよ。

委員： でも出された意見に対してこちらがきちっと回答ができれば良い訳です。そのための条例案を我々が検討している訳です。

委員： ということは、次のパブリック・コメントに対して、この委員会で1つひとつ回答を出していかなければいけないと。

委員： 大変だと思います。だから、「それで回答ができるのですか」ということを以前に申し上げた訳です。出された意見に対して、対応ができればいいし、もし、意見の方が良いのであればその意見を採用し、条例案を修正するとの回答をすれば良い訳です。また、議会で修正される場合もあります。

委員： 業界の意見がまとまっているかという、なかなか難しい。審議会とかそういうところで、今後細かい部分を詰めていくのであって、その細かいところを、今回の公契約条例に全て入れることができるのかということそれは無理なので。そうすると、また、同じような不平不満が出ることもあり得ます。パブリック・コメントをしないという選択肢は無いのですね。

事務局：パブリック・コメントを実施しない条例というものは、今では考えられません。次にまた 200 件もの意見が出てこないように、今回、労働者団体の代表、事業主団体の代表として参加していただいて、意見をいただいている訳です。

委員長：委員の意見もよく分かりますが、パブリック・コメントは避けられないと思いますし、それを避けてしまいますとパブリック・コメントという制度そのものを否定してしまうこととなりますので。

委員： そうなると、年内の制定は難しいですね。

委員長：丁寧にやるということで、ご了承いただければと思います。そうしましたらもう一度、最後に確認ですが、今日いただいたご意見を反映した中間答申案を作成します。それを皆さんにご覧いただいて、ちゃんと反映されていれば、OKという返事をいただいて、もし、修正が必要と言うことであれば、具体的に修正箇所を示していただき、骨子の中間答申案を作成し、次のステップに進めさせていただきたいと思いますので、引き続きご協力をお願いします。それでは、本日本日予定していた審議内容は以上となります。その他、何かございますか。

そうしましたら、他に事務局から何か報告とか連絡事項などは有りますか。

事務局：今日いただいた意見を反映した骨子案を反映して、またメールや郵送で送付させていただきます。そして、次の会議では、その骨子から作成した事務局作成の条例案をお示しさせていただきたいと思います。

次回の会議日程は、事前にスケジュール調整をさせていただいたところ参加可能と言う委員が一番多かったのが、8月20日だったのですが、次回の会議は8月20日でよろしいでしょうか。それでは、8月20日火曜日の10時から、場所は今日と同じこの部屋ということで、どうぞよろしくをお願いします。それから、前回の議事録について修正があれば、終了後に職員までお伝え下さい。議事録については、確認いただいた後にホームページに載せていきます。

事務局からは以上です。

委員長：そうしましたらこれもちまして本日の委員会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。